

都市との関係から見る 中山間地域の過疎の出現と空間変容

真田 純子¹

¹正会員 東京工業大学 (〒152-8550 東京都目黒区大岡山2-12-1-W9-95,
E-mail:sanada.j.aa@m.titech.ac.jp)

本論は農村景観研究のベースとして、農村に変化をもたらした外的要因やそこから見える過疎の萌芽、景観の変容について主に経済政策と農業政策に着目して体系的にまとめたものである。国全体が工業化を志向するなかで農業も工業に遅れをとらないよう農村人口の削減と機械化による生産性の向上が目指された。これは農村空間に大小さまざまな変化をもたらすと同時に、効率化の恩恵を受けにくい山間部の農村では過疎が発生したことを示した。

キーワード: 農業政策, 過疎, 経済政策, 空間変容, 農村景観, 中山間地域

1. はじめに

(1) 農村景観に関する研究と現状

景観研究において中山間地域を対象とする場合、その土地の特性や生業から景観の状態や生成原理を研究する地理学的景観研究と、過疎化した地域において現状をいかに維持するかというまちづくりも含んだ景観まちづくり研究が存在する。観察的研究と目指すべきところがある工学的研究と言い換えることも出来る。

前者では一般的にその土地の特性とそこでの生業の結びつきに着目し他地域との違いを導き出すことを念頭に表象としての研究や、その土地における変化を追う研究が多い。ただ1936年に東畑精一は、農家が真の意味で農業の主体となっているわけではないと言い「日本農業を動かすもの」として加工業者、大商人、若干の農耕民、政府を挙げ²⁾ているように、農業はその土地からの影響のみで成り立つものではない。現在ではさらに流通が発達し外的要因はさらに強いと言えるだろう。

もう1つの景観まちづくりの研究では、すでに何らかの価値が認められた景観を地域住民や交流人口、関係人口によってどのように維持するかという視点で行われることが多い。その背景には、放っておけば耕作放棄され景観が維持されないという過疎の問題がある。

これに対する解の1つとして、地域協議会で棚田を維持しようとする棚田地域振興法が2019年に施行された。しかしこれは農業という経済活動から棚田を切り離し、経済活動の外で保護しようというものだと言えはしまいか。日本の全農地の4割が中山間地域にあり、そのうち傾斜地を対象とした中山間地域等直接支払制度の対象農

地が36%であるという現状³⁾に鑑みるなら、棚田の保全は経済活動の中で行われるべきだろう。

経済活動と絡めての景観保全としては、棚田米などの「ブランド化」がある。これに関して、フランスの空石積みの専門家Acovitsioti-Hameau Adaは「段畑で作られたブドウのワイン」を例にあげ、段畑産であることを価値にするのは、苦勞して作ったんだろうとか希少性があるなどの消費者の解釈に委ねており、そうした感情的な価値は「イリュージョン」であると述べている³⁾。主な消費地である都市に対し、農産物のどのような価値を発信し景観保全に役立てるのか、検討していく必要があると言える。

(2) 本論のねらい

以上、中山間地域の農村研究についてみてみると、観察的研究、工学的研究いずれの場合においても、その前提として農村景観がいかなる外的要因の影響を受けてきたのか、なぜ過疎が起こってきたのか都市と農村の関係から把握しておく必要があると言える。

農村や農村における農業は江戸時代以降、変化し続けているが、特に大きなインパクトを与えたのは1950年代からの経済政策や農業政策であった。

したがって、本稿では、1950年代から1960年代までの経済政策と農村、農業の関係について整理することと、それによる農村景観の変化について、一次資料や二次資料を用いてまとめることを目的とする。

(3) 本研究の位置づけ

過疎の要因については農業基本法との関係で述べるも

のはいくつかある⁴⁾が、工業との関係も含めてとらえたものは管見ではあまりなく、保母の「日本の農山村をどう再生するか⁵⁾」では少し触れられているものの体系化されているとは言えない。その他、近年出されている数多くの中山間地域活性化についての書籍では、過疎を前提として個別の地域をどう再生するかという視点で書かれており、過疎の要因には触れられていない。

2. 経済政策からみる過疎の起源

(1) 農村の人口減少はいつからか

いわゆる「過疎対策」は1970年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されたところから始まる。約50年前である。しかし過疎につながる現象はもっと前からあり、古くは明治中期の1900年前後には農村の若者の都市への流出が「問題」として報じられていると田崎宣義が指摘している。田崎は、若者の都市への流出の原因は二次産業、三次産業の発達によって都市部の労働力需要が高かったこと、また教育や文化面で都市と農村の格差が大きくなり、都市の魅力が増したことがマスメディアなどによって広く知られるようになり、都市に憧れる若者が増えたことが大きいという⁶⁾。

ただし、それで農村人口が減ったという単純な話ではない。表-1は1910年から1940年までの産業別就業者数と一次産業従事者の割合である⁷⁾が、この表を見ると一次産業従事者の数はそれほど減っていないことがわかる。

表-1 農業就業者の構成割合⁷⁾をもとに筆者作成

	総有業者数 (千人)	一次産業		二次産業 (千人)	三次産業 (千人)
		(千人)	(%)		
1910	25267	15308	60.6	4262	5697
1915	26123	15112	57.8	4846	6166
1920	27206	14724	54.1	5858	6624
1925	28301	14381	50.8	6105	7815
1930	29634	14722	49.7	6166	8745
1935	31645	14999	47.4	6694	9952
1940	32996	14401	43.6	8604	9991

ただし第二次、第三次産業の従事者数の伸びが激しく、割合として第一次産業への従事者が減少している。こうした就業構造の変化を田崎は「農業国から工業国への転換」が起きたと指摘している。

実際に農村の人口が減少するのは戦後の高度経済成長期である。1955年に1489万人だった農業者人口は、1975年には672万人と半数以下になった⁸⁾。この理由については、工業の労働力需要が大きかったこと、産業間の賃金格差があったことによって、農業から人を吸い出したからであると一般的には考えられているのではないだろう

か。たしかに、そのような理由もあつただろうが、実際にはそのような「自然現象」のみにもとづいて農村の人口が減少したわけではない。

(2) 経済政策と農業人口

ここからは農村人口減少を引き起こすこととなった経済政策について、農業者人口の計画とその背景に着目しながら詳しく見てみたい。

a) 経済自立五カ年計画

1955年に出された「経済自立五カ年計画」は1956年度からの五カ年計画であったが、この時期に課題となっていたのは生産年齢人口の急激な増大であった。1954年度から1960年度に至るまでに生産年齢人口（満14歳以上人口）は12.0%増えることが予想されていた。経済規模を拡大しなければ雇用問題が噴出するということが計画されたのがこれである。主に第二次産業を伸ばして雇用を拡大することが目指されたが、第一次産業でも就業人口増大分の一部を吸収すべく就業人口を4.4%増加させる計画であった⁹⁾。

b) 新長期経済計画

一方で、2年後の1957年に制定された「新長期経済計画」では、農業人口の減少が図られる。本計画は経済自立五カ年計画の予想に反して経済が急成長したことから計画を作り直したもので、1956年度からの6年で重化学工業部門では82%、軽工業部門における拡大率は36%を見込むなど、工業の発展を目指していた。農業については、前の計画から引き続き供給量の増大を図り部門としての成長は目論んでいたが、農業者人口は減らすこととされた。具体的には1956年の1,730万人から6年で5%減が計画された。

この計画では、農業従事者の中には「不完全就業者」が多いとも書かれている。「不完全就業者」とは、就業が不安定で半失業状態にあることを指し、一般的には産業規模を拡大することで雇用の増大を図ることが解決になる。しかし農業においては農地を急激に増やすことも消費を増やすことも難しいため「不完全就業者」が多いことは「人が余っている」ことを指して使われている。必要最小限の農業者人口にすることで所得を増やし、農業技術の進歩、土地改良事業を合わせて生産性の向上を図ることで「将来の他産業との所得格差の減少を期待」したのである¹⁰⁾。なお、この時点での「所得格差」は、「将来の」問題として扱われており、まだ顕在化していないものの懸念はされていたことが分かる。

c) 所得倍増計画

1960年12月に発表された所得倍増計画は、国民総生産を倍増して雇用の増大による完全雇用の達成、国民生活水準の向上を図ることを目的としたものである。閣議

決定の際の「国民所得倍増計画の構想」の冒頭には、その際の注意点として「農業と非農業間、大企業と中小企業間、地域相互間ならびに所得階層間に存在する生活上および所得上の格差の是正につとめ、もって国民経済と国民生活の均衡ある発展を期さなければならない」と記されている。産業間の格差に加え、地域間の格差も登場したこと、新長期経済計画では予防的に考えられていた格差が「是正すべきもの」になっているところが注目すべき点である。

第一次産業従事者は基準年の1960年に1645万人だったものを目標年の1970年に1154万人に設定しており30%の削減を計画している。その減少分の半分以上は労働力の不足が予想される非農業部門に移動することが想定されていた。また、基準年には農業就業者が全体の40%であったが目標年には24%になることを計画しており、産業構造の完全な転換を図っていたと考えられる。非農業部門の成長によって「農村人口の流出は進められるであろう」とも書かれ、農業従事者を減らすだけでなく、農村からの人口流出も意図していたようだ。

農業人口の減少は、生産量の減少を意味していたわけではなく、表-5にあるように産業としては成長を目指していた。人口減少分は機械化や大規模化による「農業の近代化」を進めることで補い、労働生産性の増加率は他産業と同等にする計画であった。その方法として農業だけで非農業並みの所得が得られるいわゆる「自立経営」の農家を増やすことが目指された¹¹⁾。

なお所得倍増計画では、この農業の近代化を「農業革命」と呼ぶほど大きな改革を予定しており、後述するように翌1961年には農業基本法が制定され、農業の近代化が本格的に始まった。

表-2 労働生産性・就業者増加率・成長率¹¹⁾

基準年次からの年率 (単位: %)

産業別	成長率	就業者増加率	1人当たり労働生産性増加率
第1次産業	2.8	-2.8	5.6
第2次産業	9.0	3.5	5.5
第3次産業	8.2	2.7	5.5
運輸・通信 公益事業	8.8	3.2	5.6
全産業	7.8	1.2	6.6

d) 経済社会発展計画

1967年の「経済社会発展計画」では、高度経済成長によってもたらされた「各種の不均衡」を是正しながら経済発展を行うことを目的としていた。1960年代に入ってから、消費者物価の上昇は年平均6%を超えており、その大きな原因が農産物の値上がりだったという。農業における生産性の向上は消費者物価の安定のためにもよ

り切実に必要とされるようになり、「近代的な農業に脱皮していくこと」が重要だと述べられている¹²⁾。1966年には野菜の価格を安定させる目的で後述する「野菜生産出荷安定法」が制定されていたが、農業基本法とこの法律の理念をさらに具体化し、農業の近代化を図ると述べられている。

本計画の解説書によると、農業人口は、1960年以降の年平均減少率は3.7%となり、前計画で目標としていた2.8%よりも大幅に減少していた。また、学校を卒業したての新規就農人口は、1955年が26万人、1960年が13万人、1965年が6万人と急激に減少していき、農業従事者の高齢化率は1960年に18%だったものが5年後には22%にまで急上昇した。こうして、農業人口のさらなる減少が予測されるようになっていた¹³⁾。

とはいえ、前計画で目指していた農業人口を減少させて農地を集約化し大規模に経営する「自立経営」農家の育成は、土地価格の上昇傾向を受けて売り控える人も多く、農地の売買が進まなかったことからあまりうまくいっていなかったようである。解説書によると1964年において全農家の8%にとどまっていたという¹³⁾。代わりに増えてきたのは農業収入より兼業収入の方が多い第二種兼業農家であった。農業を副業的に営む農家が増えると農業の生産性の向上にも支障が出るとして、「経済社会発展計画」では、「自立経営」の育成に加え、兼業農家の組織化なども計画に加えることとなった。一方で農地の流動化促進、農業者の非農業への転職の円滑化、離農年金なども検討され、農業規模を大きくすることも諦めてはいなかった。兼業農家対策は「さしあたっての現実的な方策」であったと解説されている¹²⁾。

(3) 工業化と過疎

以上のように経済政策を見てくると、1950年代後半から1960年代後半にかけての10年ほどの経済政策において、積極的に農業人口を減らそうとしていたことが分かる。その理由は、当初は発展が期待されていた工業に労働力を回す必要性から始まり、次第に工業の発展を維持しつつ産業間の経済格差を埋めるために農業部門の生産性向上を図る必要が出てきたことも読み取ることが出来た。また、そうして工業が発展し都市化が進んでくると都市住民に安定的に農産物を届けるため、農産物生産の効率化を図ることも目的に加わってきた。つまり、工業を中心とする経済成長社会を実現するために、農業や農村に「効率化」を求めたのである。

効率化のために農業機械の導入が積極的に行われたが、これは単に労働生産性向上の点で工業と歩調を合わせるというだけではなかったかもしれない。蓮見はこれについて、農村は「農業機械・肥料・農薬をはじめ、電化製

品などの消費材にいたるまで、工業部門の市場として位置づけられた¹⁴⁾と指摘しており、農業を機械化、工業化することは、工業そのものの発展にも資するものとして捉えられていたのだろう。

こうして経済政策で農業人口を計画的に減少させることとなったが、先述したように1967の経済社会発展計画では計画よりも急速に減少が進んでしまったことや農業人口の年齢構成が高齢化しつつあることが問題として指摘された。

実際、この「経済社会発展計画」では過疎についても言及されている。本計画における過疎は、下記のように記述されていた。

また近年人口流出の激しい地域では、人口の希薄化と老齢化に伴い、たとえば医療活動、教育、防災等の地域社会の基礎的生活条件の維持に支障をきたすような、いわゆる過疎現象は、その進行に遅速の差はあるにせよ、僻地農山漁村にとどまらず、次第に広まる可能性がある。

当時、経済企画庁にいた長瀬要石は、この計画の中間報告の中で使った「過疎」という言葉を、過密に対する言葉としてつくられたものだと述べており¹⁵⁾、この時期になって人口流出に端を発する諸問題を「過疎」と呼び始めたようだ。

しかし、上記説明の中に「僻地農山漁村にとどまらず」という文言があるように、そうした地域において、まだ過疎とは名付けられていなかった過疎の現象はすでに課題となっていた。1962年には辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、1965年には山村振興法が、山間地の市町村からなる全国山村振興連盟の声をを受けて議員立法で制定された。山村振興法が制定される際の衆議院農林委員長の提案理由では下記のように説明された。

山村が、その経済的、文化的諸条件から、きわめて後進的な地域におかれていることは、すでに周知のとおりであります。とくに最近、国民経済の急速な進展に伴い、ますますその立ち遅れが顕著となってきております。

すなわち、大都市およびその周辺地帯を中心として産業の発展、生活文化水準の向上はめざましく、また、平地農村地帯においても、農業構造改善事業の実施等を通じ生産性の向上、所得の増大等の目標にむかって着実な前進のあとがうかがわれるのに対し、ひとり山村においては、その産業の基盤および生活環境が劣悪であるため、人口の流出と地域社会の機能の低下の悪循環を続けているのであります。¹⁶⁾

農業と工業の格差を是正するために始められた農業の効率化は、効率化の恩恵の受けやすさの違いから、次第に山村の農業と平地の農業に格差を生みはじめ、1967年になると「僻地農山漁村」以外にも広がる可能性が指

摘されるようになったのである。そして1970年の最初の過疎法制定につながっていく。

3. 効率化を目指した農業政策

(1) 農業基本法と農業構造改善事業

1960年代の経済政策にとって重要な役割を果たした農業基本法と野菜生産出荷安定法について、ここでもう少し詳しく見ておこう。

農業と他産業との格差是正を目指して基本法制の確立をはかるため、内閣総理大臣から農林漁業基本問題調査会に諮問があり、同調査会が1960年に「農業の基本問題と基本対策」を答申し、それを受けて農業基本法が1961年に制定された。同法は「農業の憲法」とも呼ばれるほど重要な役割を果たすこととなった。

農業基本法では、他産業との生産性格差是正、農業従事者の他産業並みの生活水準確保を目標として、果樹、野菜などを中心とした農業生産の選択的拡大、生産性の向上、農業構造の改善を政策の基本として、農産物価格の安定や流通の合理化のほか、農業構造の近代化として農業規模の拡大や農協を中心とした協業を奨励した。

農林省職員として基本法制の制定に関わった石川は、農業基本法の背景に以下のような状況があると説明している¹⁷⁾。

1. 農業の生産性が低いことによる、他産業との生活水準の格差が拡大したこと
2. 穀物類の消費が緩慢になるなかで国民の農産物消費構造に変化が出てきていること
3. 国民の就業構造に変化が表れてきたこと
4. 貿易の自由化など、農業の市場構造が変化してきたこと

これらを背景として、それまでの食糧増産を目的とする保護的な農業から経済合理主義的農政への転換を図ること、つまり「産業の一部門として」農業を扱うよう方針転換したと述べている。

農業基本法に基づいて市町村を基本単位とする農業構造改善事業が実施されることとなった。農業構造改善事業では、日本農業の特質である「零細規模、零細経営」が生産性の低さの原因である¹⁷⁾として、規模拡大や効率化を目的とする事業が行われた。具体的には、市町村ごとに基幹作目を選定したうえで、それに基づく主産地形成を目標とした。

農林水産省の屋宜宣二郎は、生産性の向上、商品生産による収益性の増大を図り、自立経営の育成をすることが農業構造改善事業の目標だとし、主産地形成のためには、基幹作目の選定、経営の合理化、流通加工の合理化

が必要であるとした。彼は、「零細経営規模における日本の農業経営は多角経営が合理的であると考えられてきた」が、そうした「農業経営の縮図が個人経営となり、一農業経営の作目の種類が多く、個々の生産量が僅少であり、労働力を過剰に要求し一人であらゆる技術に通ぎようしなければならなかった」と述べ、今後、生産性の向上を図るには、「単一作目に専門化することが望ましい」と品目を絞ることの意図を説明している。単作化は確かに合理的に見えるが、これはつまり、多角経営で様々なものに目を配り、作付けや経営について考える個人事業主的な農業ではなく、農業の効率性を工業における効率性と同等に扱うということであり、農業を単純労働化するということでもあった。

作業が楽になる方法だったかもしれないが、土地に根差した農業が代々作ってきた文化や、農家のやりがいや考慮されていないといえる。また、多角経営は災害の多い日本において経験的に獲得されたレジリエントな方法であったとも考えられるが、単作化によって災害や病虫害には非常に弱くなったとも言えよう。

基幹作目の選定にあたっては、自然条件から見て有利であること、単位労働当たりの収益が高いこと、経営の専門化に対応し得る作目であること、所要労働が地域内の労働見通しからみて適切であること、将来の需要からみて適切な作目であることなどを重視していた。国民の食糧生産の観点よりも「産業として」の位置づけが大ききことが分かる。

また、経営の合理化は協業や機械化による省力が必要であるとしたが、これは土地利用の効率化と基幹作目の栽培を前提としていた。また、流通加工の合理化についても同様で、基幹作目を決めるだけでなく、品種、品質、規格の統一なども重要であるとした¹⁸⁾。

以上のような意図があり、農業構造改善事業では、耕地の規模拡大や集団化などの土地基盤整備、大型トラクター、コンバイン、米の乾燥施設、選果場や加工施設などの「農業近代化施設」の導入、農業資材の共同購入を推進した。同時に用意された融資制度も後押しし、図-1に示すように農業機械の普及は目覚ましかった。

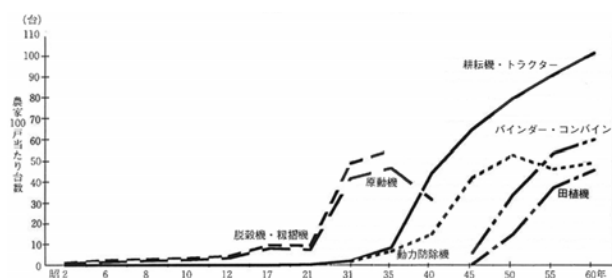


図-1 機械化の状況¹⁹⁾

(2) 指定産地制度

1966年には「野菜生産出荷安定法」が策定された。法の目的は下記のように書かれている。

主要な野菜につき、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、一定の消費地域におけるその価格の著しい低落が当該生産地域における生産者の経営に及ぼす影響に対処するための出荷者の自主的な組織である野菜生産出荷安定資金協会の制度を確立することにより、その主要な野菜についての当該生産地域における生産及び当該消費地域に対する出荷の安定を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

これは「指定産地制度」とも呼ばれ、一地域で生産する種目を決め「産地」を形成し、産地間の調整をして消費地に計画的に出荷することで安定的な供給を目指す制度である。農村側へのメリットとして、その作物を作っていれば価格の著しい低落があった場合に「生産者補給金」を受け取ることができる制度も導入しおのずと「産地化」が進む仕組みになっていた。

法の名前や目的に「出荷安定」や「国民消費生活の安定」という言葉が入っていることから分かるように、法律制定の背景には、野菜価格の問題があった。当時、物価の急上昇が社会問題化し、特に野菜価格の上昇が激しく、さらに時期により大幅な変動を繰り返しており、物価問題の中心的課題となっていたようだ。野菜価格の上昇の理由は、なんでもそろそろことを売りにしたスーパーマーケットの台頭により旬を外した野菜が増え、それは「付加価値」となって価格が高騰傾向にあったこと、都市が大規模化したことにより近郊産地からの野菜の輸送距離が伸びたこと、さらに近郊産地からの野菜だけでは大都市の食料を賄えなくなったため、大都市の市場にいったん集めた後で地方に配分しなおすという「集散市場体系」が形作られるようになったこと、そうして輸送距離が伸びたこと、それに加え、全般的な給与水準の上昇により運搬費用の単価も上がったことなどが挙げられていた²⁰⁾。

工業による発展が著しかった京浜、中京、京阪神、九州の4大消費地に対し、キャベツ、キュウリ、だいこん、たまねぎ、トマト、はくさいの各「産地」が合計310か所指定され、当時の全3392市町村のうち788市町村がこの「産地」になった。大消費地が設定されなかった東北や北陸の自治体のごくわずかであったことを考えると、京浜、中京、京阪神、九州に出荷可能な地域の多くが参加したと考えられる。産地になった地域では「生産出荷近代化計画」を立てることが求められたが、この内容は、法第8条で下記のように定められた。

1. 作付面積、生産数量及び指定消費地に対する出荷数量に関する事項
2. 土地改良、作付地の集団化、農作業の機械化、その他生産の近代化に関する事項
3. 集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項

1961年から始まった農業構造改善事業と内容はあまり変わらないように思えるが、農業構造改善事業では、農地の基盤整備には力が入れていたが、出荷体制の部分が立ち遅れていたようで、そこを強化したものだと言えよう。当時の農水省の調査によると、1965年の段階で、全出荷量の32%が農協系出荷、7.9%が任意出荷組合出荷、10.2%が承認系出荷、49.9%が個人出荷であったという²¹⁾。この調査を報告した農水省の小笠原正男は、当時の出荷体制について「相互に連絡もなく無計画に行われていると同時に、個々の出荷主体については出荷量が少く、荷口が零細で、出荷物の品質包装の標準化も進んでいない」と述べている。このような出荷体制では生産量の変動を出荷段階で調整することも難しいといい、産地の形成による出荷体制の構築によって消費地に「安定的に」供給することが目指されたのである。

その後の変化について見てみると、図-2に示すように確かに農協共販率は急激に上昇しており、他の政策も含めて出荷体制の効率化が進んだと言える。

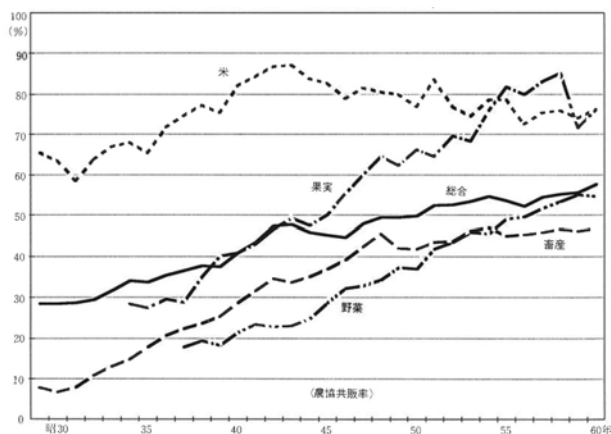


図-2 農業分野別にみた農協共販の進展過程¹⁹⁾

(3) 農業の効率化と農村景観の変化

工業化社会への移行を背景にした農業の効率化は、農村景観にいかなる変化を起こしたのだろうか。

蓮見⁴⁾によれば、1つには、耕耘作業が機械化したことによって牛や馬が不要になったことが大きな変化を起こしたという。ほとんどの農家で飼われていた牛や馬が減少し、住宅の建て替えが進んだという。もちろんこれは、家畜小屋を擁する伝統的家屋ではなくなったということの意味するだろう。

蓮見は機械化と並行して農薬や除草剤も使われるようになったと指摘しているが、おそらくこれは単に時間的に同時であるだけでなく、かつては草刈り作業は家畜の餌の生産でもあったものが、単なる維持管理作業に変わったため、より「効率の良い」除草剤に変化したという要因もあるのではないだろうか。

蓮見はまた、農業構造改善事業では「多分に硬直化した実施基準が国や県から要求」されたとも指摘している。基幹作目を地元が決めると、それに応じて農地の基盤整備と機械の規格と数量が当てはめられたという。例えば、機械の効率を良くするために、農地の区画整理を20ha以上の団地で一筆30a (30m×100m) 以上で行うなどであった。これにより「以前の不整形で小さい地片が入り組み、そのあいだを農道が蛇行するといった農村の景観は、すっかり変わってしまった」と指摘している。

これ以外にも、基幹作目の選定や指定産地制度によって、細かな地形を読みながらそれぞれの場所に相応しいものを栽培していた多品種少量の生産から単一栽培へモノカルチャーの景観への変化、輸送の効率化を求めてF1種の栽培が広まることによる地域で育まれてきた伝統種の消滅、肥料が化学肥料になることによる周辺の里山の荒廃、それらによる生物多様性の低下、昆虫や野鳥、土壌微生物の変化など、目に見える変化から見えない変化まで、様々な変化があったと考えられる。

4. おわりに

(1) まとめ

以下に、本論のまとめを行う。

- 1950年代から60年代にかけて、工業の発展を志向する社会のなかで、農業と工業の格差を予防、あるいは是正するために、農業の生産性を上げることが求められた。また、工業化社会が変わってからは都市民の胃袋を満たすために効率の良い農業や農産物の流通が必要となった。
- 農業を効率化させる農業基本法やそれに基づく農業構造改善事業、流通の効率化を目指した野菜生産出荷安定法によって、効率化という点では成功したが、その過程において農業のもつ多面的な機能をなおざりにすることとなった。
- また、農業の効率化によってその恩恵を受けにくい山間地域の農村から過疎が進み、それが次第に広がっていくこととなった。
- 農業の効率化は、農業基盤や作目、物質循環等の点から農村の環境に変化をもたらし、農村景観にも大小の変化をもたらしたと考えられる。

(2) 考察

ここで、最初の観察的景観研究と工学的景観研究に立ち戻って考えてみたい。観察的景観研究にあたっては、従来の文化的景観研究のような特殊性を記述しようとする研究やそこでの変化を追う研究のみならず、農業の効率化など外部要因の影響を研究する必要もあるのではないだろうか。

一方、工学的研究では、都市との関係や、社会的に農村がどのように位置付けられてきたのかを把握したうえで、その目指すところを設定する必要があると言える。1967年の経済社会発展計画では、農村人口の減少が計画より進み、過疎という言葉が生まれ、1970年の過疎法につながっていくことはすでに述べた。ここで今度は農村部に着目して過疎法の前史を簡単に振り返ってみたい。1950年代初頭には、農業条件が不利な地域に対する時限的法律が次々と制定された。1951年の積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法、1952年の急傾斜地帯農業振興臨時措置法、湿田単作地域農業改良促進法、1953年の海岸砂地帯農業振興臨時措置法がそれである。いずれもメインストリームの農業政策からは外れる、農業条件の悪い地域を対象にしたものであった。

その後、先述したように1962年に辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、1965年に山村振興法が制定された。農地に限らず地域全体を対象としており、またその背景には農業政策で平地の農業との格差が生じ始めたという状況があった。

そして1970年に最初の過疎法が制定されるが、ここで過疎法の対象となる過疎自治体の定義は人口減少率と財政力指数が用いられることとなった。

こうした一連の流れを条件不利地域への支援であると括るなら、その「不利条件」は、物理的なものから、都市とのアクセシビリティ、効率化への志向の中で社会的に位置付けられる不利条件へと変化したと言える。

棚田地域振興法は棚田を経済循環から切り離れたものだと先に述べたが、棚田が条件不利なのは効率化を指標としているからではないだろうか。工学的農村景観研究においては、中山間地の農村は条件不利地域だからと決めつけたところからスタートするのではなく、その条件が多分に政策的で社会の状況次第で変更可能なものであることを意識したうえで、どのように都市と農村の関係を結び直すのかを考えることが重要である。

参考文献

- 1) Guglielmo Scaramellini : Terraced territories technical act and social fact, Terraced Landscapes Of the Alps Atlas, Marsilio, 2008
- 2) 東畑精一：日本農業の展開過程, 東洋出版社, 1936

- 3) https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_da_isan_5ki/attach/pdf/1-19.pdf (2022/8/8閲覧)
- 4) 蓮見音彦：苦悩する農村, 有信堂, 1990
- 5) 保母武彦：日本の農山村をどう再生するか, 岩波書店, 2013
- 6) 田崎宣義ら：近代日本の都市と農村, 青弓社, 2012
- 7) 梅村又次：労働力, 東洋経済新報社, 1988
- 8) 暉峻衆三：日本の農業150年, 有斐閣, 2003
- 9) 経済企画庁：経済自立5ヵ年計画(案), 1955
- 10) 経済企画庁：新長期経済計画, 1957
- 11) 経済審議会：国民所得倍増計画, 1960
- 12) 経済審議会：経済社会発展計画, 1967
- 13) 経済企画庁総合計画局：図説経済社会発展計画, 1967
- 14) 蓮見音彦：苦悩する農村, 有信堂, 1990
- 15) 豊川斎赫：戦後国土計画の軌跡, 土木技術76(7), 2021
- 16) 林業経営研究会：山村振興と林業, 地球出版, 1965
- 17) 石川博厚：農業基本法と農業構造改善事業, 農業構造改善事業の設計, 学陽書房, 1962
- 18) 屋宜宣二郎：構造改善事業計画の基本的な考え方, 農業構造改善事業の設計, 学陽書房, 1962
- 19) 図で見る昭和農業史, 富民協会, 1989
- 20) 矢口慶治：野菜生産出荷安定法の成立, 農林時報25(6), 1966
- 21) 小笠原正男：野菜の需給, 価格の動向と野菜生産出荷安定法, 日本園芸の現状と将来, 農林経済研究所, 1966